

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

総 務 大 臣
新 藤 義 孝 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人統計センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 製表業務の民間委託

統計センターでは、現行中期目標期間において、製表業務の民間委託は活用しているが、民間委託に係る具体的な基準・方針は中期目標等において明らかにされていない状況である。また、統計センターの組織体制等のスリム化・合理化を進める上では、民間委託の更なる活用が必要不可欠である。

このため、製表業務の民間委託に関する基準・方針や民間委託する業務範囲等を次期中期目標等に明記し、民間委託を積極的に実施するものとする。

なお、製表業務の民間委託に当たっては、オートコーディングシステム（符号格付業務の自動化）などのICTの活用や期間業務職員の活用に係るコストと民間委託に係るコストを分析・比較の上、民間委託の方が効率的である場合には、民間委託を徹底するものとする。

2 受託製表業務の明確化

中期目標で受託が指示されていない受託製表業務については、統計センターが本来担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受け、実費に相当する費用を徴収しながら実施しているが、次期中期目標期間においては、上記受託製表業務の目的やコストを更に考慮した上で、実施方針や具体的な目標を中期目標等に明記し、これを実施するものとする。

3 自己収入の拡大

オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用サービスについては、各府省から事務を受託し実施していることを考慮した上で、今後のサービス提供数や手数料収入等の具体的な目標を設定するとともに、広報活動による周知・普及促進の取組などサービス提供の拡大に努め、自己収入の拡大に向けた取組を実施するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

次期中期目標期間における組織体制等については、業務運営の高度化・効率化に取り組むとともに、スリム化・合理化の工程表となる計画を具体的な数値を盛り込んだ上で策定し、不断の見直しを実施するものとする。

特に、製表業務の民間委託を徹底すること等により製表部門の常勤職員数の合理化を図り、業務実施体制の見直しを図るとともに、各部門における人員配置を適正に実施するものとする。

第3 具体的かつ定量的な目標設定

独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

また、以下の事項については、特に留意するものとする。

1 政府統計共同利用システム運営業務

政府統計共同利用システムは、政府統計に関する情報等を国民・企業等に提供しているものであるため、次期中期目標期間においては、平成25年1月から運用開始した新政府統計共同利用システムの目標について、国民向けサービスを提供している他のシステムの目標稼働率や旧政府統計共同利用システムの実績稼働率等も勘案した上で、旧システムよりも高い目標稼働率を設定するものとする。

2 製表等の技術研究

オートコーディングシステムについては、これまでの研究成果を踏まえ各調査の製表業務における符号格付に適用されており、製表業務では正確性が重要であることから、次期中期目標期間においては、各調査に対する格付率だけでなく、正解率についても目標として設定するものとする。

また、データエディティング（未回答事項の機械的な補完に係るもの）については、その実用化に向けた技術の研究・開発が実施されているが、現行中期目標期間においては中期目標等において定量的な目標は設定されていないことから、次期中期目標期間においては各研究・開発過程における補完率や実用化の時期などを目標として設定するとともに、実用化後においても研究成果に見合った目標を設定するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。